指定基準 自己点検表 【特定(介護予防)福祉用具販売】

R6~版

事業所名	
点検者 職•氏名	
点検年月日	

- ●指定介護保険事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認の際は関係法令等も併せて参照してください。
- ●「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認し、内容を満たしているものには「はい」、そうでないものは「いいえ」、該当しない場合は「該当なし」にチェックをしてください。
- ●「確認事項」の欄には、「基準の概要」の遵守状況が確認できる資料及び必要な事項を記入してください。

◎根拠条文

• 法:介護保険法

• 施行令:介護保険法施行令

• 施行規則:介護保険法施行規則

◇居宅指定基準:指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

◆予防指定基準:指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

☆居宅等基準通知:指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について

- 基準条例: 大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ●この自己点検表は、事業者自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質を確保するとともに、事業運営 の改善等を図ることを目的に作成していただくものです。
- ●実地指導や指定の更新等の際に提出していただくことがあります。
- ●令和6年度の制度改正に係る箇所を赤文字にしておりますので、参考にしてください。

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
指定居宅サービスの一般原則				
◇◆利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った サービスの提供に努めているか。				
◇◆事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。				
◇◆利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を 行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じて いるか。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
◇◆サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 ☆介護保険法法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE: Long-term care Information system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。				
I 基本方針				
【特定福祉用具販売】 ◇要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図っているか。				
【介護予防特定福祉用具販売】 ◆利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図っているか。				
Ⅱ 人員に関する基準				
 専門相談員の員数 ◆専門相談員を常勤換算で2人以上の配置をしているか。 				
※ 指定福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、又は指定介護予防福祉用具販売の指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、これらのサービスの人員基準を満たすことで、指定特定福祉用具販売事業所の人員基準も満たすものとみなすことができる。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
・専門相談員は資格を満たしているか。				
① 保健師				
② 看護師				
③ 准看護師				
④ 理学療法士				
⑤ 作業療法士				
⑥ 社会福祉士				
⑦ 介護福祉士				
⑧ 義肢装具士				
⑨ 福祉用具専門相談員指定講習修了者				
2. 管理者 ◇◆事業所ごとに専らその業務に従事する常勤の管理者を置いているか。※当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、または他の事業所、施設等の職務に従事することができる。				□専従 □兼務 兼務の場合 職務内容: 勤務場所:
Ⅲ 設備に関する基準				
 備品及び設備等				
☆区画は、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しているか。				
☆特定福祉用具販売に必要な設備および備品等を確保しているか。ただし、他の事業所または施設等と同一敷地内にある場合であって、いずれの事業所等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所または施設等に備え付けられた設備および備品を使用することができる。				
Ⅳ 運営に関する基準				
1. 内容及び手続の説明及び同意 ◇◆サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその 家族に対し、運営規程の概要、専門相談員の勤務の体制その他の利用 申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書 を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得て いるか。				
☆重要事項説明書(運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、 苦情処理の体制等)について、書面で同意を確認しているか。				
	_	_		

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
◇◆事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、第1項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなす。				
(1)電子情報処理組織(事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの				
イ 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用 に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者 の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法				
ロ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)				
(2)磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法				
◇第2項に規定する方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの 記録を出力することにより文書を作成することができるものとしてい るか。				
◇第2項(1)の「電子情報処理組織」について、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織としているか。				
◇第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 (1)第2項各号に規定する方法の内事業者が使用するもの(2)ファイルへの記録の方式				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
◇第5項の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によって行っていないか。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。				
2. 提供拒否の禁止◇◆☆正当な理由なく、サービスの提供を拒んでいないか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。				
3. サービス提供困難時の対応 ◇◆通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。				
4. 受給資格等の確認 ◇◆指定特定福祉用具販売の提供を求められた場合は、その者の提示 する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介 護認定の有効期間を確かめているか。				
◇◆被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定特定福祉用具販売を提供するように努めているか。				
5. 要介護認定の申請に係る援助 ◇◆サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。				
◇◆居宅介護支援(介護予防支援)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する3〇日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
6. 心身の状況等の把握 ◇◆サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援(介護 予防支援)事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者 の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは 福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。				
7. 居宅介護支援事業者等との連携 ◇◆サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援(介護予防支援)事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めているか。				
◇◆サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して 適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援 (介護予防支援)事業者に対する情報の提供及び保健医療サービスま たは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めているか。				
8. 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ◇◆居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。				
9. 居宅サービス計画等の変更の援助 ◇◆ 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用 者に係る居宅介護支援(介護予防支援)事業者への連絡その他必要な 援助を行っているか。				
1 O. 身分を証する書類の携行 ◇◆従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。				
11. サービスの提供の記録 ◇◆サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。				
12. 販売費用の額等の受領 ◇◆指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けているか。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
◇◆次に掲げる以外の費用の支払を利用者から受けとっていないか。				
1 通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う場合の 交通費				
2 特定福祉用具の搬入に特別な措置(通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等)が必要な場合の当該措置に要する費用				
◇◆上記費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、 利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用につい て説明を行い、利用者の同意を得ているか。				
13. 保険給付の申請に必要となる書類等の交付 ◇◆特定福祉用具販売に係る販売費用の支払を受けた場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しているか。 ①当該事業所の名称 ②販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ③領収書 ④当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要				
14. 基本取扱方針 14-1. 特定福祉用具販売 ◇利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する 者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行ってい るか。				
◇常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売しているか。				
◇◆自らその提供する指定特定福祉用具販売の質の評価を行い、常に その改善を図っているか。				
14-2. 指定介護予防特定福祉用具販売 ◆利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に 行っているか。				
◆利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。				
◆利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法 によるサービスの提供に努めているか。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
15. 具体的取扱方針 15-1. 指定特定福祉用具販売 ◇専門相談員は次の方針により行う指定特定福祉用具販売を行っているか。				
◇1 サービスの提供にあたっては、特定福祉用具販売計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ているか。				
◇◆2 対象福祉用具に係るサービスの提供に当たっては、利用者が 指定(介護予防)福祉用具貸与又は指定特定(介護予防)福祉用具販 売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利 用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理 学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画(介護予防 サービス計画)の原案に位置付けた指定居宅サービス(介護予防サー ビス)等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を 踏まえ、提案を行っているか。				
☆ 対象福祉用具に係るサービスの提供に当たっては、福祉用具貸与 又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それ ぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情 報を提供しなければならない。 また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の 観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専 門員(介護予防支援事業所の担当職員)、居宅サービス計画(介護予 防サービス計画)の原案に位置づけた指定居宅サービス(介護予 サービス)等の担当者等から聴取した意見又は、退院・退所時カン ファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果 を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとする。 なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚 士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法に より聴取するものとするが、利用者の安全の確保や自立を支援する必 要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない 事情がある場合は、この限りではない。				
◇◆3 サービスの提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っているか。				
◇◆4 サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。				
◇◆5 対象福祉用具に係るサービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めているか。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
◇◆6 サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいないか。				
◇◆7 上記に規定する身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。				
☆緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の 3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認 等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について 記録しているか。				
◇8 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に指定特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じているか。				
15-2. 指定介護予防特定福祉用具販売 ◆専門相談員の行う指定介護予防特定福祉用具販売の方針は、予防指定基準第281条に定める基本方針及び290条に規定する基本取扱方針に基づき、上記2~7に加えて以下に掲げるところによっているか。				
◆1 サービスの提供に当たっては、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の販売に係る同意を得ているか。				
◆2 サービスの提供に当たっては、介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。				
16. 計画の作成 ◇◆1 専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定特定(介護予防)福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成しているか。この場合において、指定(介護予防)福祉用具貸与の利用があるときは、(介護予防)福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しているか。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
◇◆2 特定(介護予防)福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。				
◇◆3 専門相談員は、特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成に 当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、 利用者の同意を得ているか。				
◇◆4 専門相談員は、特定(介護予防)福祉用具販売計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。				
◇◆5 専門相談員は、対象福祉用具に係るサービスの提供に当たっては、特定(介護予防)福祉用具販売計画の作成後、当該(介護予防)福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行っているか。				
17. 利用者に関する市町村への通知 ◇◆特定福祉用具販売を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。				
正当な理由なしに指定特定福祉用具販売の利用に関する指示に 従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められると き。二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けよう としたとき。				
18. 管理者の責務 ◇◆管理者は、従業者の管理および利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。				
◇◆管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。				
19. 運営規程 ◇◆次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。				
① 事業の目的及び運営の方針② 従業者の職種、員数及び職務の内容③ 営業日及び営業時間④ 特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額そ				
の他の費用の額				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
☆「指定特定福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、 納品および使用方法の指導の方法等をさすものであること。個々の特 定福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定の方式および 目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には 必ずしも額自体の記載を要しないものである。				
 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦ その他運営に関する重要事項(人権擁護、非常災害対策、暴力団等の排除、苦情処理、事故対応、秘密保持等) ☆標準作業書に記載された福祉用具の消毒方法、苦情処理体制、事故発生時の対応、秘密保持など 				
20. 勤務体制の確保等 ◇◆利用者に対し適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めているか。				
◇◆事業所の従業者によってサービスを提供しているか。				
☆月ごとの勤務表を作成し、専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非 常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。				
☆特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、事業所の従業者たる専門相談員が行っているか。ただし、特定福祉用具の運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、専門相談員以外の者または第三者に行わせることが認められる。				
◇◆適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。				
☆事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ま しい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラス メントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受 けるものも含まれることに留意しているか。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理 上講ずべき措置等についての指針」及び「事業主が職場における優越 的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべ き措置等についての指針」(以下、「パワーハラスメント指針」とい う。)において規定されているとおりであるが、以下の内容について 特に留意しているか。				
a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを 行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発している か。				
b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために 必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対 応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知しているか。				
□ 事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為 (カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の 配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切 に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組 (メンタルヘルス不調への相談が成に、行政で対して1人で対応支施 等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントののとはが求められていることから、イ「事業主が講ずべき措置の具体的内 容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「(管理職・職員向け)研修のための手引 き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マールの手・引きにしいては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているが、参考にしているか。 (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_O512O.html)加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業者が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
21. 業務継続計画の策定等 ◇◆感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの 提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開 を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該 業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。				
☆業務継続計画には、以下の項目等を記載しているか。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。				
イ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対 応、関係者との情報共有等)				
ロ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携				
◇◆従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な 研修及び訓練を定期的に実施しているか。				
☆業務継続計画を策定するとともに、当該計画に従い、従業者等に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しているか。 なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第 30条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他の サービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
☆研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を 職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応 にかかる理解の励行を行うものとしているか。職員教育を組織的に浸 透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するととも に、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修 の実施内容についても記録しているか。なお、感染症の業務継続計画 に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修 と一体的に実施することも差し支えない。				
☆訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施しているか。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。				
◇◆定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。				
22. 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等 ◇◆福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しているか。				
◇◆福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定特定福祉用具 販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向 上に努めているか。				
23. 福祉用具の取扱種目 ◇◆利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱っているか。				
24. 衛生管理等 ◇◆従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。				
◇◆事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めているか。				
◇◆事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の 各号に掲げる措置を講じているか。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
◇◆当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図っているか。				
◇◆事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。				
◇◆事業所において、従業者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。				
☆感染症の予防又はまん延しないように講ずるべき措置については、 具体的には次のイからハまでの取扱いとしているか。各事項について は事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との 連携等により行うことも差し支えない。				
イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (以下「感染対策委員会」という。) 感染対策委員会は、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種に より構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者成 ついては外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成する る者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要 る者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必ら ある。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行る時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとす者る この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業省 この際、個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働する に医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守ることの際、は、でいる場合であるがある。 に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等に より行うことも差し支えない。				担当者:

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策 及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛 生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な 予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防 止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関と の連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業 所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記してお くことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例について は、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。				
ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 従業者等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の 内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとと もに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケア の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために は、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、 新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修 の実施内容についても記録することが必要である。なお、研修の実施 は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のた は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のた なく、当該事業所の実態に応じ行うこと。また、平時から、実際に かの研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し 支えなく、当該事業所の実態に応じ行うことが必要である。 記述の発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミョン)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。 においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の 対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認 や、感染対策をした上でのケアの演習等を実施するものとする。訓練 の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地 で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切であ る。				
25. 掲示及び目録の備え付け ◇◆事業所の見やすい場所に、運営規程の概要の他の利用申込者の サービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。				
◇◆上記に規定する事項を記載した書面を掲示していない場合は、当該書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることができるようになっているか。				
◇事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 ☆ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公 表システムのことをいう。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
◇◆利用者の特定福祉用具の選択に資するため、取り扱う特定福祉用 具の品名および品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載され た目録等を備えているか。				
26. 秘密保持等 ◇◆従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。				
◇◆従業者であった者が、退職後も正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じているか。				
◇◆サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合 は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族 の同意を、あらかじめ文書により得ているか。				
27. 広告 ◇◆事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は 誇大なものではないか。				
28. 居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止 ◇◆居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)又はその従業者に対 し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの 対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。				
29. 苦情処理 ◇◆提供したサービスに係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。				
☆「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制および手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要ついて明らかにし、利用申込者またはその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、「25.掲示及び目録の備え付け」の取扱いに準ずるものとする。				
◇◆苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。				
◇◆提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出 若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に 応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力すると ともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又 は助言に従って必要な改善を行っているか。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
◇◆市町村からの求めがあった場合には、前記の改善の内容を市町村に報告しているか。				
◇◆提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険 団体連合会が行うサービスの質の向上に関する調査に協力するととも に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。				
◇◆国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。				
30. 地域との連携 ◇◆事業の運営に当たっては、提供した指定特定福祉用具販売に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。				
◇◆事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に 対してもサービスの提供を行うよう努めているか。				
31. 事故発生時の対応 ◇◆利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、担当の居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。				
◇◆事故の状況および事故に際して採った処置について記録しているか。				
◇◆利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した 場合は、損害賠償を速やかに行っているか。				
32. 虐待の防止 ◇◆虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。				
◇◆事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図っているか。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
◇◆事業所における虐待の防止のための指針を整備しているか。				
◇◆事業所において、従業者等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。				
◇◆基準第37条の2第1号から第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。				担当者:
☆虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じているか。				
・虐待の未然防止 高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促しているか。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。				
・虐待等の早期発見 事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる 事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できる よう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周 知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族か らの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、 適切に対応しているか。				
・虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が 行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めているか。				
上記3つの観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が 発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実 施しているか。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
☆①虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止検討委員会」という。) 虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと中的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業にり行うことも差し支えない。またの地のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことを施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない。また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。				
☆①虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討しているか。その際、そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)は、従業者に周知徹底を図っているか。 イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること □ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ホ 従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること へ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
☆②虐待の防止のための指針 事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでいるか。 イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 □ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 へ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項				
☆③虐待の防止のための従業者に対する研修 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防 止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであると ともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行う ものとしているか。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づい た研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施する とともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施するこ とが重要である。 また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の 実施は、事業所内での研修で差し支えない。				
☆④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者 事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲 げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置いているか。当該 担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務め ることが望ましい。なお、同一事業所内での複数担当の兼務や他の事 業所・施設等との担当の兼務については、担当者として職務に支障が なければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務 に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者な ど、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者 を選任すること。				専任の担当者:
33. 会計の区分 ◇◆事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売の 事業とその他の事業の会計を区分しているか。				
34. 記録の整備 ◇◆従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
◇◆次に掲げる記録を整備し、その完結の日(※)から2年間保存しているか。 ① 特定福祉用具販売 ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 市町村への通知に係る記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ※「完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等)により一連のサービス提供が終了した日を指す。				
35. 非常災害時等の体制 ・非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉 施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めているか。				
36. 暴力団等の排除 ・事業所を運営する法人の役員及び管理者その他従業者は、暴力団員ではないか。また、事業の運営について、暴力団員の支配を受けてはいないか。				

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
V 雑則				
1. 電磁的記録等 ◇◆事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるが、電磁的記録を活用しているか。				
☆電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガ イダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガ イドライン」等を遵守しているか。				
◇◆事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができるが、電磁的方法を活用しているか。				
☆交付等を電磁的方法による場合、事前に利用者等の承諾を得た上 で、次に掲げる事項を遵守しているか。				
☆①電磁的方法による交付は、基準第8条第2項から第6項までの規定に準じた方法によっているか。				
☆②電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられるが、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」を参考に行っているか。				
☆③電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいが、「押印についてのQ&A(同上)」を参考に行っているか。				
☆④その他、基準第217条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、①から③までに準じた方法によっているか。また、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従っているか。				
☆⑤電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。				

基準の概要		はい	いいえ	該当なし	確認事項		
Ⅵ 業務管理体制の整備							
1. 業務管理体制の届出事業所を設置する事業者ごとに届出先(市又は県、厚生労働的品出をしていますか。 *事業所等の数によって届出の内容事業所等の数によって届出の内容事業所等の数は、指定事業所等のでにおける介護予防・生活支援サービス事業者における介護サービス事業者であった。 「②~⑥以外の介護サービス事業者では許可に係るをしているがによるものである全での施設が一以お事であっては許可に係る全ての施設が一とは許可に係る全での施設が一ビス事業のでは計可に係る全での施設が一ビス事業のでは対域密を表しているのでは対域である。当該指定に係る事業所又は当該指定・当該指定に係る事業所とは当該指定・当該指定に係る事業所とは当該指定・対しているのである。 業務管理体制の整備の内容以下の内容を届出しているか。	当)に法令遵守責任 が異なります。 が異なります。 数を合算します。みな でス事業は含みません。 が適向で、所在地の府会を がある、当該指定に、知道の所の当該指定にの、制定のの所では ので、当該指定にするのでで、 のではに所でいる。 のではにでする。 のではにでいる。 のではにでいる。 のではにでいる。 のではにでいる。 のではにでいる。 のではにでいる。 のではにでいる。 のではにでいる。 のではにいる。 のではにいる。 のではにいる。 のではにいる。 のでは、またい。 のでは、	E者等、業務管理体制 「この事業所及び総合事業 事業所及び総合事業 事業所及は当該指定若しく以下の地方厚生局の管轄区事 の事業所又は当該指定若し 「指定都市の長」 の事業所又は当該指定若し 中核市の長」 業のみを行う介護サービス 域に所在するもの【市町村				届出年年年年代の守任日日日 日本年年年代大滋厚でである。 一日 本 は は は は は は は は は は は は は は は は は は]
事業所等の数 20 未満せ 法令遵守責任者の選任 法令遵守責任者の選任 法令遵守責任者の選任 法令遵守責任者の氏名 届出事項 4	法令遵守規程の整備←	100以上← 法令遵守責任者の選任← 法令遵守規程の整備← 業務執行状況の監査方法← 法令遵守責任者の氏名← 法令遵守規程の概要← 業務執行状況の監査方法←					
法令遵守責任者(法令遵守のだか。 <i>資格を求めるものではないが、少に た法務担当の責任者を選任する。法 業者内部の法令遵守を確保すること</i> 令遵守責任者となることを妨げない	なくとも法及び法に基立 務部門を設置していな ができる者を選任する	づく命令の内容に精通し ない事業者の場合には事					
法令遵守規程の整備をしている (20未満の事業所数の事業所に 法令遵守のための組織、体制、ま ロセス等を記載したマニュアル) 規定には事業者の従業者に少なく ための内容を盛り込む。必ずしちら なく、例えば、日常の業務運営にあ るための注意事項や標準的な業務で に即したものでよい。	おいては義務ではな	意事項や標準的な業務プ (命令の遵守を確保する るものを作成する必要は ごく命令の遵守を確保す					

基準の概要	はい	いいえ	該当なし	確認事項
法令遵守責任者の役割及びその業務内容は定まっているか。				
業務管理体制(法令等遵守)についての方針・規程等を定め、職員に 周知しているか。				
法令等遵守の具体的な取組を行っていますか。				
① 報酬の請求等のチェックを実施				
② 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに 調査を行い、必要な措置を取っている。				
③ 利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。				
④ 業務管理体制についての研修を実施している。				
⑤ その他 ()				
法令等遵守に係る評価・改善等の取組を行っているか。				
業務執行状況の監査をしているか。 (100未満の事業所数の事業所においては義務ではない。)				監査の方法 【内部監査・外部監査】 監査の頻度 【 】